

## 業務実績評価等に係る今後の進め方について

- 業務実績等の評価は第3回評価委員会から第5回評価委員会の全3回で行う予定です。
- 評価に係る基本方針及び実施要領は参考資料1～3のとおりです。

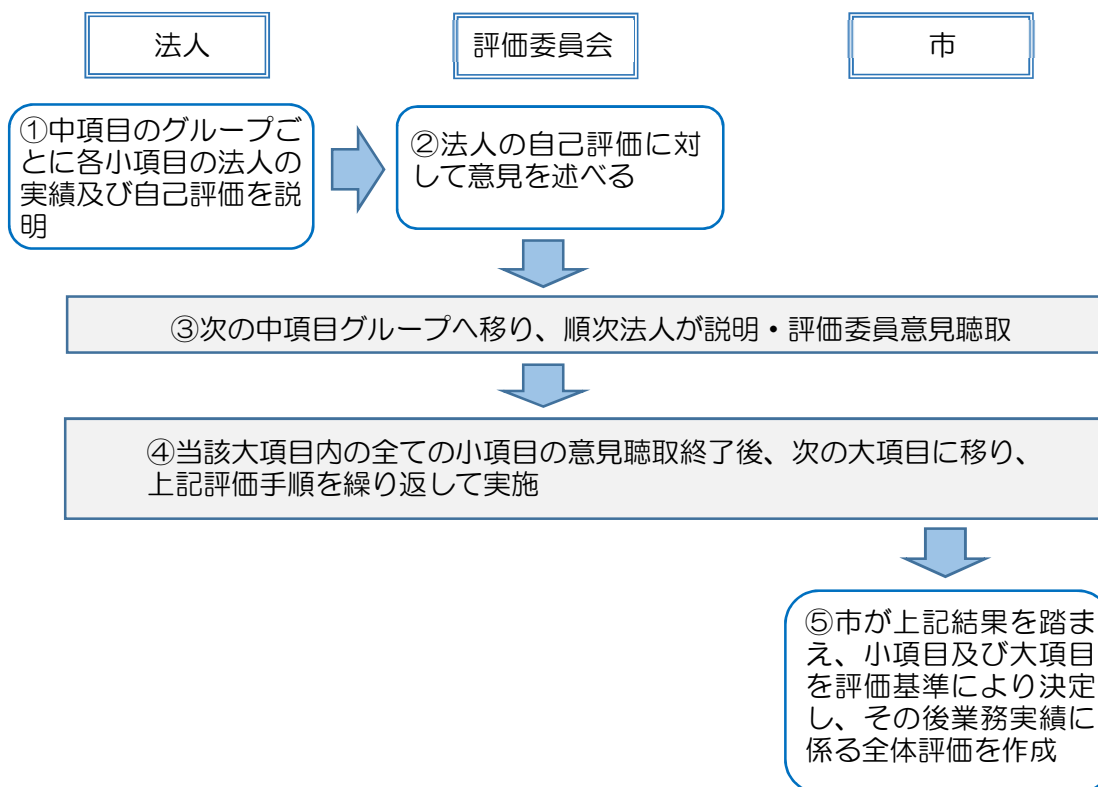
※主に法改正（参考資料4）により、評価主体が評価委員会から市に変更となったことに伴う改正をしましたが、評価基準については変更ありません。また、新たに「中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績評価（以下「見込評価」）に係る実施要領を作成しました。

- 評価の流れのイメージは下図のとおりです。具体的には、評価委員の皆様、法人の自己評価について、ご意見をいただき、それに基づき市が評価を決定するといった形で進めさせていただきますと思います。

### 【事務の流れのイメージ】

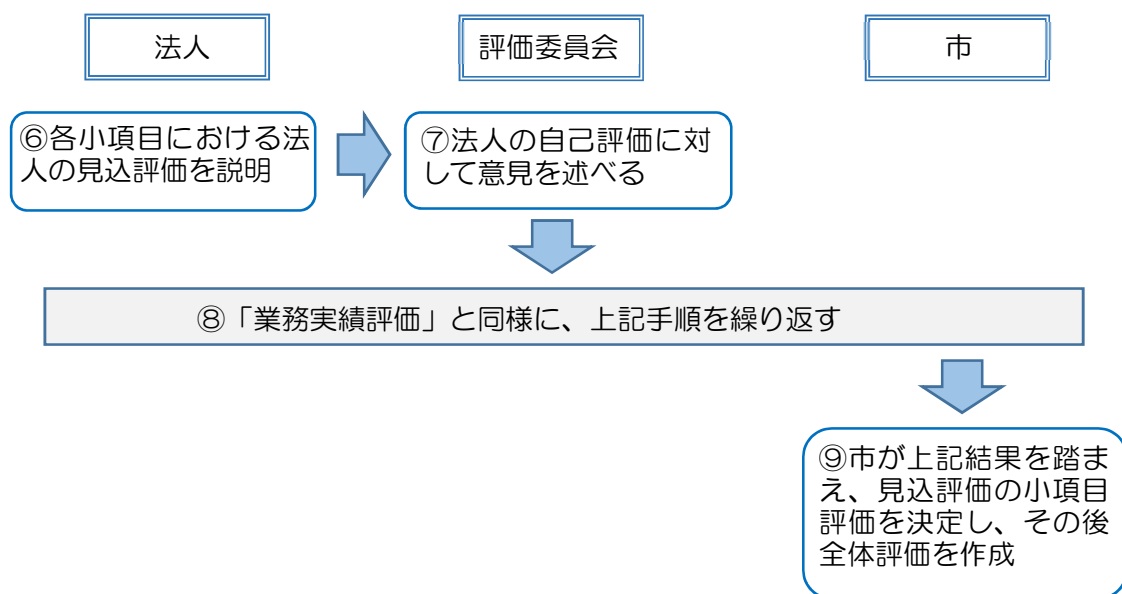
○H29における業務の実績評価（以下「業務実績評価」）

- 基本的に「業務実績報告書」の概要版（資料4）にて説明します。
- 法人説明は中項目のグループ単位で行い、当該中項目グループ内の小項目について一括して評価委員の皆様にご意見を伺います。意見聴取後、次の中項目グループに移り、説明及び意見聴取を繰り返して行います。
- 法人の自己評価の内容で、特に詳細な説明が必要な部分については、適宜、「業務実績報告書」（資料5）等で内容を説明します。
- 市は、評価委員会の意見を聴取した後、業務実績評価に係る各評価（小項目評価、大項目評価及び全体評価）を決定することとします。



## ○見込評価

- 業務実績評価が完了後、見込評価を実施します。
- 基本的に「中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績報告書（概要）」の概要版（資料6）にて説明します。
- 法人の自己評価の内容で、特に詳細な説明が必要な部分については、適宜、「中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績報告書」（資料7）等で内容を説明します。
- 見込評価については、市の評価は「小項目評価」及び「全体評価」を実施することとします。



※業務実績評価及び見込評価に係る評価基準については、各委員の皆様へ各評価を実際に行う前に改めてお知らせさせていただきます。

## ○評価委員会の意見書の作成

業務実績評価及び見込評価について一連の作業が完了した後、今回の評価に係る評価委員会の意見書を作成します。（内容等は、後日改めてお知らせいたします。）